

算定可否の判断基準チェック表

判断基準 対象外種目	基本調査の結果 (調査日： 年 月 日)	基本調査の結果による ことができない場合	医師の医学的 所見から
ア 車いす(付属品)	日常的に歩行が困難な者 「1 - 7 歩 行」 ☐ つかまらないでできる ☐ 何かにつかまればできる ☐ <u>できない</u>	☐ 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 「判断上の留意点」 要提出	☐ 状態の変化 ☐ 急性憎悪 ☐ 医師禁忌 「例外給付届出書」 要提出
イ 特殊寝台(付属品)	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 日常的に寝返りが困難な者 「1 - 3 寝返り」 ☐ つかまらないでできる ☐ 何かにつかまればできる ☐ <u>できない</u> (2) 日常的に起き上がりが困難な者 「1 - 4 起き上がり」 ☐ つかまらないでできる ☐ 何かにつかまればできる ☐ <u>できない</u>		☐ 状態の変化 ☐ 急性憎悪 ☐ 医師禁忌 「例外給付届出書」 要提出
ウ 床ずれ防止用具 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者 「1 - 3 寝返り」 ☐ つかまらないでできる ☐ 何かにつかまればできる ☐ <u>できない</u>		☐ 状態の変化 ☐ 急性憎悪 ☐ 医師禁忌 例外給付届出書 要提出
エ 認知症老人徘徊感 知機器	次の各号のいずれにも該当する者 (1) 移動において全介助を必要としない者 「2 - 2 移動」 ☐ <u>全介助以外</u> ☐ 全介助 (2) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 ア「3 - 1 意思の伝達」 ☐ 意思を他者に伝達できる ☐ <u>できる以外</u> イ「3 - 2 毎日の日課を理解」 から「3 - 7 場所の理解」までのいずれか () ☐ できる ☐ <u>できない</u> ウ「3 - 8 徘徊」から「4 - 1 5 話がまとまらない」までのいずれか () ☐ ない ☐ <u>ない以外</u>		☐ 状態の変化 ☐ 急性憎悪 ☐ 医師禁忌 例外給付届出書 要提出

オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次の各号のいずれかに該当する者 (1)日常的に立ち上がりが困難な者 「1 - 8 立ち上がり」 ☐つかまらないでできる ☐何かにつかまればできる ☐<u>できない</u> (2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 「2 - 1 移乗」 ☐介助されていない ☐見守り等 ☐<u>一部介助</u> ☐<u>全介助</u>	☐生活環境において段差の解消が必要と認められる者	☐状態の変化 ☐急性憎悪 ☐医師禁忌 例外給付届出書要提出
----------------------------------	---	--	--